

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議 設置要綱 改正案 (220301 時点)

(目 的)

第 1 条 ~~小笠原諸島世界自然遺産地の適正な管理のあり方を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行うため、「小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。本会は小笠原諸島世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という）に係る関係機関・団体に遺産地域の保全・管理に関する情報を共有するとともに、必要な事項について、遺産地域に限らず議論・検討を行い、検討結果の実現に向けて最大限の努力を行うことにより、遺産地域の適正な管理の推進を図ることを目的とする。~~

(検討事項)

第 2 条 ~~小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議（以下「地域連絡会議」という。）地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。~~

- ~~(1) 小笠原諸島世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という）の管理計画に関する事項~~
- ~~(2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連携連絡・調整に関する事項~~
- ~~(3) 地域関係団体等の活動支援等による遺産地域の保全・管理・普及啓発等の取組の推進に関する事項~~
- ~~(3-4) その他、第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事項~~

(構 成)

第 3 条 地域連絡会議は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。

(事務局)

第 4 条 ~~地域連絡会議の事務局は、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村によって構成し、対外的な連絡窓口は関東地方環境事務所が務める。~~

~~2 事務局長は、関東地方環境事務所長が務める。~~

(運 営)

第 5 条 地域連絡会議は、事務局長が召集し、~~会議の運営は~~事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、地域連絡会議に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 地域連絡会議は、重要な事項について検討を深めるため、地域連絡会議のもとに部会を設置することができる。

~~-(事務局)-~~

~~第 6 条 地域連絡会議の事務局は、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村によって構成し、対外的な連絡窓口は関東地方環境事務所が務める。~~

~~2 事務局長は、関東地方環境事務所長が務める。~~

(小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会との連携)

第6条 地域連絡会議は、遺産地域の適正な管理に資するため、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会と連携・協力を図る。

(その他)

第87条 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は事務局長に提案の上、地域連絡会議で検討し、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年9月29日から施行する。

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

この要綱は、令和4年●月●日から施行する。

別紙

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

管理機関（遺産地の保全・管理にかかる法律、条例、規則等を所管する関係行政機関）

関東地方環境事務所
関東森林管理局
東京都
小笠原村

参画機関（遺産地の保全・管理の推進に参画する地元関係行政機関）

小笠原総合事務所

参画団体（遺産地の保全・管理の推進に参画する地元関係団体）

小笠原村商工会
小笠原村観光協会
小笠原母島観光協会
小笠原ホエールウォッチング協会
小笠原島漁業協同組合
小笠原母島漁業協同組合
小笠原アイランズ農業協同組合東京島しょ農業協同組合
NPO 小笠原野生生物研究会
NPO 小笠原自然文化研究所
小笠原環境計画研究所

オブザーバー

関係行政機関
小笠原諸島世界自然遺産地~~域~~科学委員会
関係行政機関その他事務局長が必要と認める者

別記 1

小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議の運営方針について

第1 設置要綱の改正について

設置要綱の改正にあたっては、事務局において改正案を作成する。事務局は地域連絡会議の意見を聴き、各事務局構成機関内における所要の手続きを経て施行する。

第2 構成機関・団体の新規追加・変更について

構成機関・団体の新規追加・変更にあたっては、構成機関・団体の推薦等を参考として、事務局が決定する。なお、事務局が作成した別紙改正案については地域連絡会議において報告すること。

第3 会議及び会議録の公開について

地域連絡会議及びその会議録は原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な議論に著しい支障を及ぼすおそれがある又は特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあると事務局長が認めた場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

第4 会議の司会・進行について

地域連絡会議の司会・進行は事務局の持ち回りで行う。なお、会議の円滑な進行のため、事務局長は外部ファシリテーターを置くことができる。

第5 その他

本運営方針の改正にあたっては、事務局が必要に応じて定めることができる。